

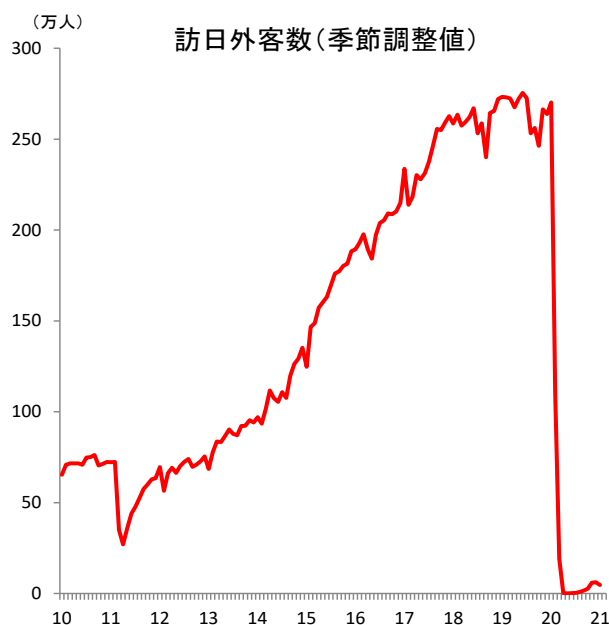
Economic Indicators

発表日: 2021年2月17日(水)

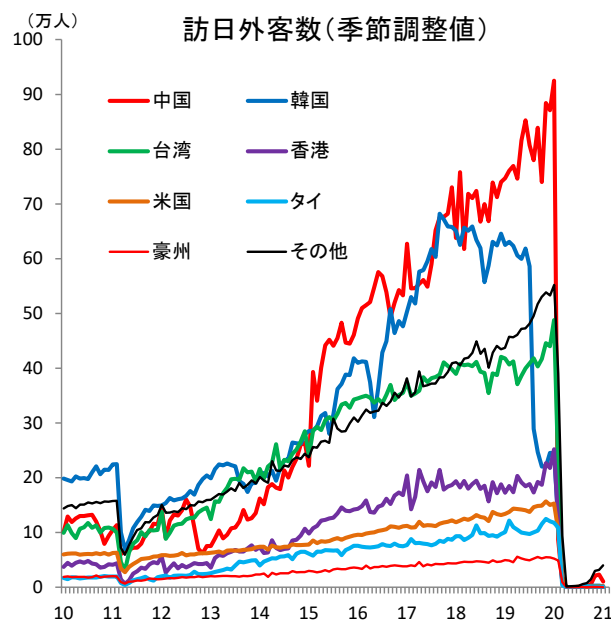
訪日外客数(2021年1月)

～入国制限の厳格化により、8カ月ぶりに前年比での減少幅を拡大～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
副主任エコノミスト 小池 理人 (TEL: 03-5221-4573)



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」
(注) 季節調整は第一生命経済研究所



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」
(注) 季節調整は第一生命経済研究所

○訪日外客数は底這い圏での推移が続く

2月17日に日本政府観光局（JNTO）から発表された21年1月の訪日外客数は46,500人、前年比▲98.3%と8カ月ぶりに減少幅を拡大させ、季節調整値では前月比▲24.2%と減少した。国・地域別ではベトナムの20,000人、中国の10,200人が突出しており、技能実習生等の訪日客が全体を牽引したものとみられる。訪日外客数は底這い圏の推移が続くことには変わりないが、ビジネストラックやレジデンストラックの停止など入国制限の厳格化を受けて、既にゼロ近辺での推移となっていた訪日外客数は一層減少する結果となった。

11月の暫定値¹をみると、訪日外客数全体56,673人に対して、その他客の占める割合が89.7%（50,850人）であることが明らかになった。その他客は、観光・商用目的を除く入国外国人で研修や留学目的などが含まれる項目であるが、足もとでは技能実習生が特に存在感を増している。出入国在留管理庁が11月から公表している国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等による入国者数²をみると、11月時点で最も入国者数が多い項目であった留学による入国者数の減少が続く中で、技能実習による入国者数は、年末年始に入国者数の減少があったものの、趨勢として増加傾向が続いており、コ

¹ 推計値発表後の2か月後に公表される数値であり、観光、商用、その他といった目的別の数値が明らかになる。

² 本統計は、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等による入国者数であり、同期間における全ての入国者数を示すものではなく、日本政府観光局（JNTO）が公表する訪日外客数と一致するものではない点には留意する必要がある

コロナ禍での訪日外国人の多くは技能実習生等の外国人労働者が占めていることが示された。なお、同統計における11月からの入国者のうち、高度専門職は199人、経営・管理は779人にとどまっており、ビジネストラック・レジデンストラックが運用される中でも、高スキル人材の戻りは鈍かったようだ。

○水際対策の強化を受けて、入国制限緩和は振り出しに

今後の訪日外客数の動向については、当面の間は蒸発状態が継続することが見込まれる。緊急事態宣言が解除されるまでの間、全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用を停止するとされており、緊急事態宣言の延長後、新たな期限となった3月7日までは入国制限が継続することになる。緊急事態解除宣言後も、直ちに元の緩和状況に戻ることは考えにくく、感染状況をみながら徐々に入国制限の緩和を進めていくことが見込まれる。各国では先進国を中心にワクチンの接種が開始されており、日本国内でも本日よりワクチン接種が開始されている。しかし、感染抑制効果が明確化するまでは時間を要することが想定され、入国制限緩和の動きが早期に緩和されていく展開は望み難い。訪日外客数の約9割を占める観光客についても、商用客の次のステップであるとの位置づけであることから、当面の間入国制限が緩和されることは難しいだろう。

入国制限の緩和状況

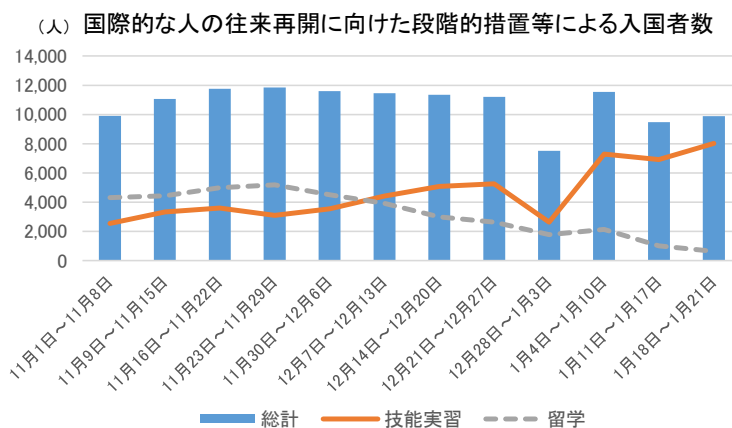
7月29日	タイ、ベトナムとの間でレジデンストラックの受付を開始。 入国拒否対象地域指定以前に日本を出国した再入国許可保持者の再入国に向けた手続きを開始。
9月1日	在留資格を有する外国人の再入国を原則容認。
9月8日	マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾との間でレジデンストラック（※1）の受付を開始。
9月18日	シンガポールとの間でビジネストラック（※2）の受付を開始。
9月30日	シンガポールとの間でレジデンストラックの受付を開始。
10月8日	韓国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始。 ブルネイとの間でレジデンストラックの受付を開始。
11月1日	ベトナムとの間でビジネストラックの受付を開始。
11月30日	中国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始。
12月28日	すべての国・地域からの外国人の新規入国を原則停止。
1月8日	緊急事態宣言の解除宣言が発せられるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施。
1月14日	緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用を停止。当分の間、全ての入国者に対し、当分の間、入国時に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について誓約を求めるとともに、誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象にし得るほか、氏名や感染拡大の防止に資する情報等が公表され得る。

（※1）レジデンストラック

本件措置により例外的に相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機は維持される、主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在者用のスキーム。

（※2）ビジネストラック

例外的に相手国又は本邦への入国が認められ、「活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）、主に短期出張者用のスキーム。



本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。